

郵送用転出届 (マイナンバーカード・住民基本台帳カード利用)

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちのご本人または、同カードをお持ちの方と一緒に転出する同一世帯員に限り行うことができる届出です。この転出届は、転出する前に郵送してください。間に合わない場合は、引っ越しした日から14日以内に受理されるように郵送してください。

処理が完了しましたら、ご連絡します。(転出証明書は交付されません。)その後、新住所地の役所に転入届をしてください。転入届にはマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(使用停止のカードは使用できません)・印鑑が必要です。また、パスワードの入力が必要となりますので、事前に番号をご確認ください。

この転出届を出される方がご記入ください。

転出日	年 月 日	届出人	転出者本人と転出者と同一世帯員以外の代理人は委任状が必要です。
届出日	年 月 日	連絡先	市役所の開庁時に連絡のとれる電話番号をご記入ください。

転出者 (届出人と同じ場合も必ずご記入ください。)

住 所	新	見附市	世帯主	新	続柄	転出理由 (仕事・学校・住宅・結婚等)
	旧			旧		
	氏名		生年月日	性別		

委任状 (代理人が届け出る場合)

転出届の手続きを委任します
委任した人の氏名 (自筆署名してください。)
自署できない場合は、押印が必要です。
㊟

【送付先】 〒954-8686 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

見附市役所 市民税務課 市民窓口係

【郵送の際に同封するもの】

- ・この届書
- ・本人確認書類 (運転免許証のコピーなど)